

森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する 特別決議

森林環境税・森林環境譲与税は、森林・山村地域の自治体をはじめ、多くの町村関係者等の長年にわたる運動を経て、地球温暖化防止や災害防止等を図るために創設された極めて貴重な財源である。令和元年度からの譲与開始以降、間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発等に充当され、その取組実績は着実に増加している。

とりわけ、森林・山村地域においては、これまで放置されてきた森林について、所有者の意向調査や境界確認、間伐等の森林整備、担い手の確保への活用が進んでいる。

一方、気候変動の影響による洪水被害が度重なっていることに加え、税創設以降に生じたカーボンニュートラルの実現や花粉症対策の加速化といった新たな課題の対応に向けて、森林整備をより一層進めていく必要がある。

山村地域においては、森林の所有者や境界の確定、再造林における鳥獣被害対策、林業の担い手確保等、今なお残る大きな課題に対応しながら、森林整備を進めており、さらなる財源の確保が必要となっている。

このため、森林環境譲与税の譲与基準については、森林・山村地域の森林整備がより一層進展するよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すことを強く求める。

以上決議する。

令和5年11月15日

全国町村長大会